

# コーポレート・ガバナンス報告書

2026年6月23日

ラックス建設株式会社

代表取締役 山田 哲矢

問合せ先： 取締役管理部長 守岡 聡

TEL： 084-957-5038

URL： <https://www.lucks.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「安全な建物、安心な生活、安定した環境を創造する」というミッションのもと、株主をはじめとする全てのステークホルダーから信頼され、持続的に成長し続ける企業を目指しております。この実現のため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題と認識し、経営の透明性・公正性の確保、迅速な意思決定を支えるリスク管理やコンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イーストプロパティーズ株式会社	600,000	100.00

支配株主名	イーストプロパティーズ株式会社
-------	-----------------

親会社名	なし
------	----

#### 補足説明

イーストプロパティーズ株式会社は、当社代表取締役である山田哲矢が議決権の過半数を自己の計算において所有する資産管理会社であります。

### 3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market、Fukuoka PRO Market
決算期	12月

業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
今田 徹男	他の会社の出身者											
心石 拓男	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
今田 徹男	—	—	企業経営者として、経営に関する豊富な経験と見識を有しております。経営者としての実践的な視点から当社の経営判断及び意思決定の過程で、有益な助言・提言をいただけるものと判断し、選任しております。
心石 拓男	—	—	企業経営者として、経営に関する豊富な経験と見識を有しております。経営者としての実践的な視点から当社の経営判断及び意思決定の過程で、有益な助言・提言をいただけるものと判断し、選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の数	3名以内
監査役の数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役規程に基づき策定した監査方針及び監査計画に従い、取締役会その他重要な会議
--

等への出席、重要書類の閲覧、関係者へのヒアリング等を行うことにより取締役の職務の執行を監視並びに検証しております。また、内部監査担当及び監査法人との連携により、監査の方法や結果について情報共有を図り、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
瀧熊 弘之	公認会計士/税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
瀧熊 弘之	—	—	公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しており、専門的見地からの助言・提言や客観的かつ中立的な立場から経営の監視が

			なされることを期待し、選任しております。
--	--	--	----------------------

【独立役員関係】

独立役員の数	0名
--------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

ストックオプションの付与対象者	—
-----------------	---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示を行っておりません。
---

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各役員の職務内容、業績及び貢献度等を総合的に勘案して、取締役会で決定しております。
---

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役が適切な職務遂行が行えるよう管理部が適宜サポートしております。取締役会の開催に当たっては、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保できるよう取締役会資料の事前配布を行っております。また、重要な議案等に関しては必要に応じて事前に内容説明を行うなど情報提供に努めております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>1) 取締役会</p> <p>当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成されております。</p> <p>取締役会は、法令、定款及び取締役会規程等に定める事項や経営に関する重要事項を決定し、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。原則として毎月1回開催される定時取締役会の他、必要に応じて適時に臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。</p> <p>また、監査役が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たさ</p>
---

れております。

## 2) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき策定した監査方針及び監査計画に従い、取締役会その他重要な会議等への出席、重要書類の閲覧、関係者へのヒアリング等を行うことにより取締役の職務の執行を監視並びに検証しております。また、内部監査担当及び監査法人との連携により、監査の方法や結果について情報共有を図り、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。

## 3) 内部監査

当社の内部監査は、代表取締役が選任した内部監査担当者2名が全部門における業務全般の監査を実施しております。監査の独立性を確保するために、自己が所属する部門の監査は行わないなど、相互に牽制する体制としております。内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、内部監査の計画を策定し、各部門の業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。

また、内部監査担当者は、監査役及び監査法人と情報共有や意見交換を行い、相互に連携することにより監査の実効性の向上に努めております。

## 4) 会計監査

当社は、監査法人ハイビスカスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づく監査を受けております。2025年12月期において監査業務を執行した公認会計士は堀俊介氏及び北村ルミ子氏であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務に従事した補助者は、公認会計士1名、その他1名であります。

なお、当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員及びその補助者と当社の間には、特別な利害関係はありません。

## 5) 経営会議

経営会議は、取締役、各部長及び各課長をもって構成し、原則として毎月1回開催し、業務執行に関する重要事項を協議することを目的として、各部門の事業計画に対する実績と状況の報告・質疑等を行なっております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、迅速な意思決定と適切な経営監督の両立を図る観点から、取締役会及び監査役を設置する現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

取締役会においては、社外取締役を含む構成により経営の透明性及び客観性を確保するとともに、

重要な業務執行の決定及び監督を行っております。

また、社外監査役による監査機能を通じて、取締役の職務執行に対する適切な監査・監督が行われており、経営の健全性確保に資する体制となっております。

以上により、当社の事業規模及び事業特性に照らし、現行体制が最適なガバナンス体制であると考  
えております。

### Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主が他社の株主総会と重複せず出席できるよう、集中日を回避した株主総会を設定することに努めております。
電磁的方法による議決権の行使	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、英文による提供を考えておりません。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき事項であると考えております。
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報等を掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部を担当部署として IR 活動を行ってまいります。

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株式取扱規程・インサイダー取引防止規程等社内規程を定め、株主、従業員等の権利・義務を明確にし、ステークホルダーの利益保護に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項であると考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針です。

## IV. 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っていませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、内部統制全般の整備及び運用の充実を目指しております。当社は、取締役会規程、業務分掌規程、職務分掌規程等の規定に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方  
当社は、企業の社会的責任と信頼性を守るため、「反社会的勢力等排除規程」を定め反社会的勢力との一切の関係を遮断することを基本方針としております。また、反社会的勢力による不当要求には、組織的に対応し、必要に応じて警察や弁護士など外部機関と連携して毅然と対処いたします。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況  
新規取引先については取引開始前、既存の継続取引先については原則として年に1回、反社チェックを実施しております。また、取引先との間で締結する契約書については、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

## V. その他

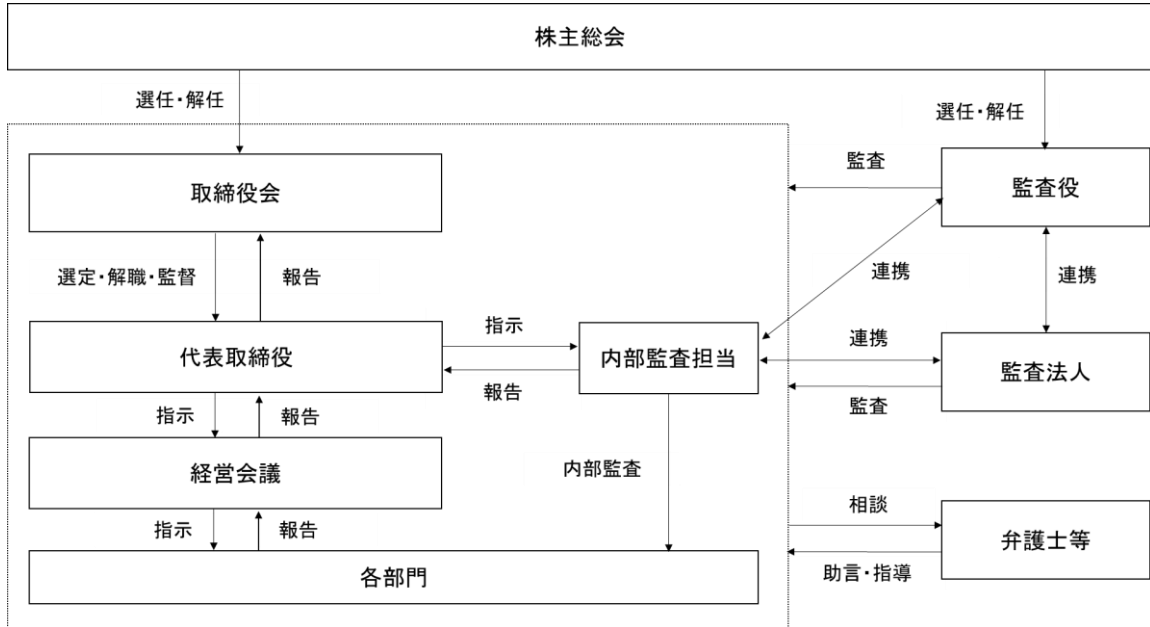
### 1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし
------------	----

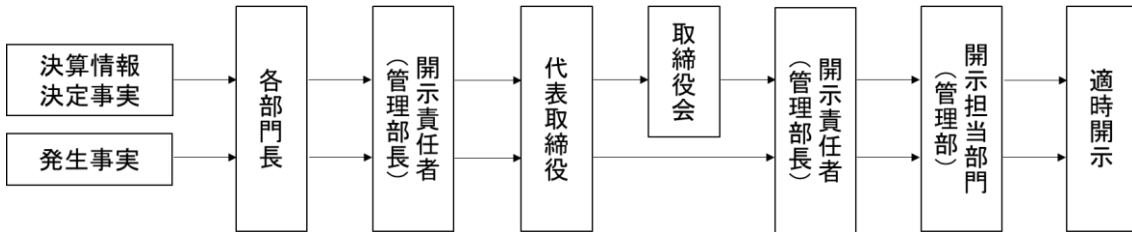
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示フローは次のとおりです。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】



以上